

会計処理の誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>堺泉北埠頭株式会社</p>	<p>賞与引当金に係る社会保険料は、賞与引当金の計上に伴い発生し、同時に未払費用として計上されるべきものであるが、平成25年度決算に計上されている賞与引当金4,600,000円に係る社会保険料の会社負担額529,000円が、未払費用として計上されていなかった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 平成25年度決算においては未払費用が過小計上されているため、適切に計上されたい。</p> <p>-----</p> <p>【経理規程】 (目的) 第1条 この規定は、すべての取引を企業会計原則に基づいて正確かつ迅速に処理し、会社の財政状態及び経営成績を明らかにするとともに、経営効率の向上に資することを目的とする。</p> <p>【企業会計原則】 第二 損益計算書原則 (損益計算書の本質) 一 (略) A すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。 (略)</p>	<p>平成26年度決算については、賞与引当金に係る社会保険料を算出し、賞与引当金に含めて計上した。</p> <p>今後も、企業会計原則並びに経理規程に基づき、会計処理を適切に行う。</p>